

質疑回答票（6月18日受付分）

質疑	回答
<p>① 仕様書3頁6.(4) 医療機器を除く備品修理の範囲をご教示願います。</p>	<p>① 基本的には、別表1「建築営繕業務一覧表」に記載の項目となりますが、記載外の項目についても当院が使用する備品全般に対応いただきたいと思います。</p>
<p>② 仕様書4頁(4)③ 軽微な営繕(医療機器を除く)の1ヶ月の頻度(回数)、また参考に具体的な営繕案件をご教示願います。</p>	<p>② 直近の1ヶ月で概ね約60件～70件程度です。ただし、現場調査や説明、様子見等で営繕に至らなかった案件等は含んでおりません。また、時期や経過年数により変化します。主な営繕案件については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの水漏れ、つまり解消</li> <li>・空調機、配管からの水滴滴下</li> <li>・雨漏り対応</li> <li>・床プレート修理</li> <li>・コンセント修理</li> <li>・混合水栓の不具合対応</li> <li>・破損備品の応急修理 等</li> </ul>
<p>③ 仕様書4頁5項(6)① 法定技術者(電気主任技術者)の所轄官庁への選任届については、契約開始後1ヶ月以内という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>③ 概ねその考えで結構です。</p>
<p>④ 仕様書4頁(6)5頁(1)(a)統括業務者 「業務開始日までに本配置者の経歴書を提出」とありますが、仕様書7頁②勤務計画表の提出と同様、契約開始月前月(9月25日)までに提出ということよろしいでしょうか。</p>	<p>④ 統括業務者の経歴書については入札参加資格申請時にご提出いただいているかと存じます。統括業務者の変更がある場合は業務開始日まで(9月25日であれば問題ありません)に届出をお願いいたします。</p>
<p>⑤ 仕様書6頁(8) 法令上必要となる講習等がある場合は、受講済の人員を配置することとあります。仕様書11頁、14頁、15頁記載の(1)電気設備に掛かる業務は労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則36条第4項に規定する有害業務(低圧電気業務、高圧電気業務)に該当する為、従事者全員が特別教育(低圧電気取扱者特別講習、特高圧電気取扱者特別講習)を受講する必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>⑤ ご認識のとおり、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第4号に規定により、当該業務に従事させる労働者には事業者の義務として受講させる必要があると考えます。</p>

<p>⑥ 仕様書 6 頁 (8)  危険物取扱者責任者乙種 4 類 (選任された日以後 4 月 1 日より 3 年毎)、エネルギー管理員 (選任時より 3 年毎)、消防設備点検資格者 (免状交付を受けた日以後 4 月 1 日より 5 年毎)、自衛消防業務講習 (講習受講日より 5 年毎)、電気工事士 1 種 (免状交付日より 5 年毎) について、契約期間中にそれぞれ定められた免状有効期間が過ぎた場合は、受託者負担にて再講習を受講する認識でよろしいですか。</p>	<p>⑥ 委託者は費用負担いたしません。契約期間中は法令・仕様を満たした有効な資格者の配置となるよう、有効期間経過後の更新費用、人員配置等は受託者にて判断をしてください。</p>
<p>⑦ 仕様書 7 頁 (10) ①作業計画書  受託者は契約開始月の 9 月 25 日までに提出するということがよろしかったでしょうか。</p>	<p>⑦ 年間作業計画書及び契約開始月分の作業計画書は、契約締結後速やかに、と仕様書で定めていますので、契約締結日から概ね 1 ヶ月以内に提出してください。翌月分以降の作業計画書は前月 25 日までの提出をお願い致します。</p>
<p>⑧ 仕様書 7 頁 (10) ②勤務計画表  上記同様、配置者一覧、配置者が自社社員であることの証明、資格証を添えて 9 月 25 日までに提出ということがよろしいでしょうか。</p>	<p>⑧ ⑦と同様に、勤務計画表については履行開始月分については契約締結日から概ね 1 ヶ月以内、翌月分以降のものは前月の 25 日までに提出してください。なお、配置者一覧、配置者が自社社員であることの証明、資格証は業務開始日までとなっております。</p>
<p>⑨ 仕様書 7 頁 (12) ① 8 頁②  受託者が業務により委託者及び第三者への危害、またその所有物を物損させた場合、受託者による賠償責任が発生致します。その場合に備え、受託者においては賠償責任保険に加入しておく必要があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>⑨ 仕様書 7 頁 (12) ①「受託者は、業務の実施にあたり、委託者及び第三者に危害または、損害を与えないよう万全の措置を取ること」とありますが、この措置としての賠償責任保険加入等は受託者で判断して下さい。</p>
<p>⑩ 仕様書 8 頁 9. 費用負担区分  B 型肝炎、インフルエンザに掛かる検査及び受診費用 (1 名 1 回あたり) を開示願います。</p>	<p>⑩ 当院での直近の受診費用は次のとおりです。  B 型肝炎・・・抗体検査：1, 500 円/1 人、ワクチン：2, 500 円/1 人 1 回 (令和 7 年度)  インフルエンザ・・・1, 700 円/1 人 (令和 7 年度)</p>
<p>⑪ 仕様書 10 頁 4. (D)  室内環境設備の項目が追記されていますが、現行の作業内容と変更はありますでしょうか。</p>	<p>⑪ 現行の作業内容と変更はございません。</p>
<p>⑫ 仕様書 11 頁 1. (7)  出入り業者の立会いとありますが、本契約内受託業務に限定しての立会い業務と認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>⑫ 本契約内受託業務以外についても、双方協議の上、ご協力をお願いしたいと考えます。</p>

<p>⑬ 仕様書 24 頁 (11)</p> <p>参考に 1 月あたりのベッド移動の頻度をご教示願います。</p> <p>また、本業務は患者や、医療機器がない状態での空ベッドの移動と認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>⑬ 直近のベッド移動頻度は 1 月あたり約 19 件程度です。ただし、その時の入院患者数や入院患者の病状等諸般の条件により増減します。また、ベッドの状態としては、患者や移動に支障を来す機器のない移動可能な状態となっています。</p>
<p>⑭ 別表 1</p> <p>建築営繕業務一覧表に記載の医療機器は、営繕業務外の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また設備ごとに番号の記載がありますが、備品の管理表の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>⑭ 医療機器は営繕業務外となります。ただし、不具合等の原因が、設備側か医療機器側か判断が難しい状況の場合は、確認等対応をお願いします。</p> <p>また、番号については、設備ごとの項目数の把握用であり、備品の管理表ではございません。</p>
<p>⑮ 前委託期間（令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日）との仕様変更点を開示願います。</p>	<p>⑮ 前回の仕様書を掲載しますので、詳しくはそちらにてご確認ください。</p> <p>添付書類 有（30 枚）</p>